9月	矢作川　愛護モニター報告	モニター区間	矢作川左右岸：0.0km～7.0km 管轄：矢作川流域治水出張所
実 施 日	令和　8年　9月　1・6・13・14・25日	実 施 区 間	矢作川　　河口付近 ～ 上塚橋

8月の中旬から下旬まで全く雨が降らず、あちこち渇水や畑の作物にも影響があった。その後は、一転して大雨の連続。9月に入っても秋雨前線や台風の影響で大雨や土砂災害の警報が毎日のようにどこかで出ている。一日中晴れの日が少



河口から0.2km上流から流れてきたと思われる生活ごみ。右岸



1.4-1.5km付近生活ごみの不法投棄が数か所に渡って見られた。①



1.4-1.5km付近生活ごみの不法投棄②



1.4-1.5km付近生活ごみの不法投棄



1.4-1.5km付近生活ごみの不法投棄④①～④右岸



2.6km矢作川大橋付近に不法投棄されたベット等。数日で撤去、対応ありがとうございました。



上塚橋の下にベビーバス等の不法投棄が見られた、右岸



4.8km中畑橋上流に物左岸置の屋根と思われるトタン板のようなものが有った。左岸



棚尾橋上流で釣りを楽しむ方がお見えになった。釣果を聞こうと思ったが外国人の様で聞けなかった。

河川愛護モニター

管轄出張所における対応措置（必要に応じて記載）

河川区域内へのごみの投棄は、5年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）が科される場合があります（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条）。出張所では、定期的な河川巡視を実施しており、大量の不法投棄など悪質な事案については、警察と連携して対応しています。地域の皆様の見守りは不法投棄の抑止力となりますので、悪質な不法投棄を発見した際は、ご自身の安全を確保しつつ通報にご協力をお願いいたします。